

決議案第2号

石井章議員の辞職勧告決議について

上記事件について、別紙のとおり決議を提出する。

平成3年12月20日

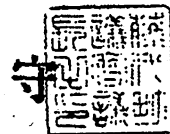
提出者 藤代町議会議員 沼尻 守 ㊟

” ” ” 横田 千之 ㊟

” ” ” 菅谷 行義 ㊟

平成3年12月20日 可決

藤代町議会議長 坂 本



石井章議員の辞職勧告決議

平成3年8月4日執行の藤代町議選における架空転入、替え玉による不正投票事件に関して、茨城県警、取手警察署の合同捜査により、電磁的公正証書原本不実記録、同供用と公選法違反の疑いで石井章議員の後援会幹部、暴力団員など合わせて6名の逮捕者を出すに至り、捜査はその後も続行中である。

今回の事件が、暴力団による組織的犯行であったことに対して、町民の怒りが全町に広がり、石井議員に対する責任追及の声が日増しに厳しくなってきた。

石井議員は、関係者からこれだけの逮捕者を出し、藤代町の名誉を傷つけた責任は重大であり、とりわけ、暴力団の関わりの中でこのような事件を起こしたことは許しがたいことである。

よって、石井章議員はただちに議会議員を辞職するよう勧告する。

以上、決議する。

平成3年12月20日

北相馬郡藤代町議会